

令和 3 年

第 2 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和3年 第2回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年2月10日（水曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所2階会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中1名出席（新型コロナ対策のため、出席依頼せず）

5 議事

- ・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第4号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第6号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条に第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 2 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。大変忙しい中にご出席頂きましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染防止のため農地利用最適化推進委員の出席を行わず変則的な総会となりますがよろしく願いいたします。

さて、先般農業委員、農地利用最適化推進委員さんにご協力いただきました医療従事者への寄付金を先月 22 日に職務代理者とともに阿蘇医療センターへ寄付いたしました。

また、今月の 17 日から 19 日にかけて本年度 2 回目の農地パトロールを実施しますのでご協力をお願いします。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 7 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 19 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 10 件、第 4 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 3 件、利用権の設定 25 件、使用貸借権の設定 1 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件、農業経営基盤強化促進法第 16 条に第 1 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、15 番委員、16 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 2 号の 19 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 19 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 2 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。続きまして、議案第 4 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 10 件、4 条 3 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 4 号農地法第 3 条による許可申請の 10 件の譲受人は、いずれも農地法

第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から10番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条10件は決定します。

つづきまして、第4条3件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第4号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位3番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査は、すべての案件が植林への転用事案であったため、現地の調査は事務局が行っております。事務局からの現地調査の報告をお願いいたします。

事務局 今回は、植林への転用事案のため事務局にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、すべての農地区分は農地の広がりがない10ヘクタール未満の第2種農地となっております。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、波野支所から南西へ、約5.8kmのところになります。申請面積は4,598㎡で、畑として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、波野支所から南西へ、約6.7kmのところになります。申請面積は25,181㎡で、畑や原野として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地の一部は、申請人の亡父が植林を行なったもので追認申請するものです。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、内牧支所から北へ、約3.3kmのところになります。申請面積は1,869㎡で、田として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。

以上で現地調査の報告を終わります。なお事務局としましてはすべての案件について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。 地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、

ございませんか。

(発言なし)

議 長 4条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

12番委員 順位2番の案件ですが、今頃になって始末書付の追認の申請ですが面積も広く許可後に何か開発とかの計画があるのでしょうか。

4番委員 私が確認等を行ったのでご説明します。申請者は高齢で当地に身寄りもなく財産を処分したいと考えていますが、登記地目が農地のままでは売買に制約がありますので現在山林でもありますので、転用後山林として売買を行う予定と聞いております。

議 長 12番委員よろしいですか

12番委員 わかりました、

議 長 他に質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条3件は決定します。

これで議案第4号3条、4条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第5号所有権移転の3件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第5号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転3件は決定します。

議 長 次に議案5号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第5号2番の利用権設定の25件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位25番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第5号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 25 件は決定します。

議 長 次に議案 5 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 5 号 3 番の使用貸借権設定の 1 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 5 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 1 件は決定します。

これで議案第 5 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 6 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 6 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 16 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と 9 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と 10 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 6 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 6 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり決定します。続いて議案第 7 号農業経営基盤強化法第 16 条第 1 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、申出人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積、調整年月日等につきましては議案書のとおりとなっています。

あっせんが不調に終わった案件を、今回阿蘇市長に対し農地法第 16 条第 2 項の規定により申し出者への通知をするよう要請するものです。

議長 事務局をお願いします。再度詳細について説明願います。

事務局 農業公社に申し入れたあっせんが不調に終わった案件を、申出者が阿蘇市長へ再度買入協議を行うことを要請するものです。

議長 ありがとうございます。議案 7 号について何か質問はありませんか。

13 番委員 要請した後は、どうなるのですか。

事務局 申出者が市長へ再度買入協議をするように申し出て場合は、市長は申し出があった農地は、担い手や集積に対して重要な農地であると認めれば再度買入協議を行うことができますとなっています。

13 番委員 わかりました。

議長 他に質問はございませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 7 号の案件に原案のとおり要請することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。